

令和2年9月8日

経済産業省商務流通保安グループ
鉦山・火薬類監理官
大橋 良輔 様

公益社団法人日本煙火協会
会長 磯谷 尚孝



がん具煙火未完成品の貯蔵に関する要望書

日頃は当協会に対しご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、がん具煙火の未完成品（輸入半製品）につきましては、火取法施行規則第1条の5を根拠として製造し輸入されておりますが、本年、弊協会がん具煙火製造会員事業所の保安検査時に、関係当局より同製品について、がん具煙火貯蔵庫での保管を認めず煙火火薬庫に保管せよとの指導がございました。

がん具煙火の未完成品につきましては、別紙の通り、完成品と比較して現象、性能及び火薬量に関して、火取法施行規則第1条の5を逸脱した状態の製品ではございません。

また、最終的な完成品につきましては、弊協会検査所に対し製造業者が検査依頼を提出し、安全検査を着実に実施しております。

同製品がすべて煙火扱いとなれば、小規模経営であるがん具煙火製造業者は、煙火火薬庫の新設や所有が経済的かつ物理的に難しく、さらにコロナ禍において他の煙火事業所の煙火火薬庫の保管状況もひっ迫していることから、状況によっては死活問題に発展する恐れがあります。

つきましては、がん具煙火未完成品のがん具煙火貯蔵庫への保管をお認めいただけますようお願いのほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

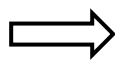
未完成品（輸入半製品）を使用した加工例

①噴出花火 *規則第1条の5のイの(1)

*輸入した填薬済みの紙筒を外装箱に接着剤等で固定する。



未完成品(輸入半製品)



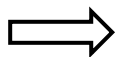
完成品(固定状況)

②打上花火 *規則第1条の5のホの(1)

*輸入した填薬済みの乱玉を外装箱や台座に接着剤等で固定する。



未完成品(輸入半製品)



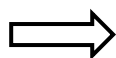
完成品(固定状況)

③打上花火 *規則第1条の5のホの(2)

*輸入した填薬済みの打揚筒を外装箱や台座に接着剤等で固定する。



未完成品(輸入半製品)



完成品(固定状況)